

情報公開に関する細則

(本会に関する情報)

第1条 長崎県司法書士会（以下「本会」という）情報公開に関する規則（以下「規則」という）第2条第8号のその他関係団体とは、次の団体をいう。

- (1) 日本司法書士会連合会
- (2) 社団法人長崎県公共嘱託登記司法書士協会
- (3) 日本司法書士政治連盟長崎会
- (4) 社団法人成年後見センターリーガルサポート長崎支部

2 前項の団体等に関する事項は、各団体の事務局所在地および電話番号とする。

3 規則第2条第9号のその他本会が相当と認めた事項とは、次のとおりとする。

- (1) 本会事務局所在地および電話番号
- (2) 公開を求められた事項について、理事会で承認があったもの
- (3) その他、理事会が公開することが相当であると認めた事項

(司法書士会員の情報)

第2条 規則第3条第10号のその他本会が相当と認めた事項とは、次のとおりとする。

- (1) 事務所電話番号
- (2) 会員より公開を求められた情報について、理事会で承認があったもの
- (3) その他、理事会が公開することが相当であると認めた事項

(法人会員の情報)

第3条 規則第4条第9号のその他本会が相当と認めた事項とは、次のとおりとする。

- (1) 事務所電話番号
- (2) 従たる事務所があるときはその事務所の電話番号
- (3) 会員より公開を求められた情報について、理事会で承認があったもの
- (4) その他、理事会が公開することが相当であると認めた事項

(掲示場にて公開した情報の閲覧および謄写)

第4条 規則第5条に規定する掲示場は、本会事務局とし、書面にて情報を公開するものとする。

2 本会が掲示場にて公開した情報は、閲覧および謄写することができる。ただし、掲示場外へ持ち出すことはできない。

3 前項の情報の閲覧および謄写をしようとする者は、本会所定の閲覧申請書により、閲覧の理由および範囲を明らかにして、申請しなければならない。

4 謄写をしようとする者は、本会所定の謄写手数料を支払わなければならない。

(公開する時期)

第5条 本会は、本会定時総会終了後もしくは公開した情報に変更が生じた場合、遅滞なく変更された情報を公開しなければならない。

(日本司法書士会連合会への公開の委託)

第6条 規則第6条に基づき、日本司法書士会連合会に公開を委託する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

(情報公開の中止)

第7条 規則第7条に基づき、本会が公開した情報を中止する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

(情報の正確性の保持)

第8条 本会が公開した情報について、改ざん等があった場合には、速やかに公開を中断し、正確な情報に修正して公開しなければならない。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。